

10月24日局長就任記者会見における 「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道について

10月24日に行われた局長就任記者会見における「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道についての事実関係は、以下のとおりです。

10月17日に、淀川水系流域委員会が廃止の危機との報道があり、このため24日の局長就任記者会見において、流域委員会に関連する質問がありました。

これに対し、流域委員会は河川整備計画の作成に当たり学識者の意見を聴く場として設置しているものであり、廃止する考えはないとお答えしました。

一方、河川整備計画の前提となる河川整備基本方針を審議する、社会資本整備審議会河川分科会基本方針検討小委員会において、3箇所狭窄部の問題、全閉を含む瀬田川洗堰操作規則の問題、琵琶湖にとっては既往最大となる明治29年洪水対応など、新たな論点整理がなされました。これらは、検討結果によっては、基本高水、計画高水流量を変えるかも知れないほど重要なものです。

したがって、その検討に時間がかかることから、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要すると見込まれています。

現在の委員の任期は平成19年1月で切れますが、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要すると見込まれることから、時間的な関係で一旦お休みになるとの見通しを述べたものです。

また、流域委員会への感想を記者の方から求められ、多くの貴重な意見をいただいたこと、委員に限らず多くの方に川について議論していただくことにつながったこと等を申し上げました。なお、一部報道で流域委員会の評判が悪いとの発言報道がありましたが、そのような趣旨ではなく、地方公共団体の首長さんからは、国土交通省は我々の意見よりも流域委員会の意見を大切にしているのではないかと、国土交通省へのおしかりをいただいたこともある、とのお話をしたものです。

経緯は上に述べた通りで、休止するとかしないという方針を決めたという話ではなく、当然、休止のための手続きというものもありません。物理的なスケジュールの見通しを述べただけです。

以上のことについて、大臣と整備局の間に齟齬があるとの誤解もありましたが、あらためて大臣が記者会見の場で、整備計画を策定するについて流域委員会の意見を聴くこと、一時休止することになるが廃止する考えは全くないことを明言されました。大臣と整備局の間には全く齟齬はありません。

その後、大臣からも、「休止期間が長くないよう、基本方針作成等の作業を精力的に進めるよう」ご指示いただいています。

(以上)